

【校内ルール】

（教職員心得）

令和 7 年 4 月
久米南町立久米南中学校

1 生徒への指導・相談等について

- (1) いかなる場合も体罰は厳禁とする。
- (2) 生徒の人権に配慮し、呼称は「さん」付けを基本とする。
- (3) 個別指導・個別相談は、目的や場所をあらかじめ管理職等に報告した上で行う。
- (4) 個別指導・個別相談は、原則として複数の教職員で対応する。
- (5) 生徒指導上の問題行動には、毅然とした対応をする。

2 情報管理について

- (1) 個人情報に関わる書類やデータは、原則として校外への持ち出しを禁止する。
- (2) 個人用USBの使用は禁止し、必要な場合は許可を得て学校用USBを使用する。
- (3) 机上是常に整理整頓し、個人情報に関わる書類やデータ媒体を放置しない。
- (4) やむを得ず個人情報を持ち出す必要がある場合は、所定の手続きを踏む。
- (5) 生徒・保護者と職員個人とのメールアドレス・携帯番号等の交換は禁止する。
- (6) 職員・生徒・保護者に関する情報をSNSにアップすることは禁止する。
- (7) 個人のスマホ（携帯電話）を校内での持ち歩きを禁止する。

3 現金及び施設管理について

- (1) 現金を取り扱う場合は細心の注意を払い、定められた金庫に保管する。
- (2) 会計事務は必ず複数の教職員で行い、適正な通帳管理を行う。
- (3) 部室や教室は整理整頓し、担当教職員が責任をもって管理する。
- (4) 部室や教室等の施錠・解錠は教職員が行い、鍵は必ず返却する。

4 教職員による生徒の輸送について

- (1) 原則として教職員の自家用車による生徒の輸送は禁止する。
- (2) 緊急時やむを得ず輸送する場合は、保護者の承諾を得た上でタクシーを手配する。

5 教育活動の充実について

- (1) 人間性や創造性を高めるため、教職員自らの学びの時間や社会生活の時間を確保し、生徒に対して効果的な教育活動ができるようにする。